

介護職員、訪問介護員の就業形態別賃金

		介護職員及び訪問介護員の賃金等														
		全体					男					女				
		客体数 (注3)	1か月の実賃金	年齢	勤続年数 (注4)	1月の労働時間	客体数 (注3)	1か月の実賃金	年齢	勤続年数 (注4)	1月の労働時間	客体数 (注3)	1か月の実賃金	年齢	勤続年数 (注4)	1月の労働時間
介護職員 (注1)	正社員 (注2)	8,568人 [58.3%]	208.6 千円	36.5 歳	3.3年	163.5 時間	2,492人 (29.1%)	219.2 千円	32.6 歳	3.1年	164.9 時間	6,076人 (70.9%)	204.0 千円	38.1 歳	3.4年	163.1 時間
	非正社員 (注2)	6,129人 [41.7%]	115.4 千円	44.1 歳	2.1年	120.9 時間	705人 (11.5%)	143.4 千円	37.8 歳	1.8年	142.1 時間	5,424人 (88.5%)	111.9 千円	45.0 歳	2.2年	118.2 時間
訪問介護員 (注1)	正社員 (注2)	1,571人 [16.4%]	182.3 千円	44.5 歳	3.3年	154.5 時間	354人 (22.5%)	193.3 千円	42.9 歳	2.8年	163.0 時間	1,217人 (77.5%)	179.2 千円	45.0 歳	3.4年	153.2 時間
	非正社員 (注2)	8,013人 [83.6%]	75.4 千円	50.9 歳	3.1年	61.7 時間	271人 (3.4%)	99.0 千円	46.3 歳	2.3年	83.0 時間	7,742人 (96.6%)	74.6 千円	51.1 歳	3.2年	60.2 時間

資料出所) (財)介護労働安定センター「平成19年度介護労働実態調査」を基に厚生労働省老健局で算出。

(注1) 本調査で「介護労働者」とは、訪問介護員、サービス提供責任者、介護職員、看護職員、介護支援専門員、生活相談員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、栄養士、福祉用具専門相談員の合計をいう。

上記「介護労働者」のうち、「訪問介護員」は介護保険法の指定を受けた訪問介護事業所で働き、高齢者等の家庭を訪問して家事などの生活援助、入浴などの身体介護を行う者をいう。以下同じ。

上記「介護労働者」のうち「介護職員」は、訪問介護以外の介護保険の指定介護事業所で働き、直接介護を行う者をいう。以下同じ。

(注2) 「正社員」とは、本調査では雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者などを除いた、いわゆる正社員をいう。以下同じ。

「非正社員」とは、本調査では正社員以外の労働者(契約社員、嘱託社員、臨時的雇用者、パートタイム労働者)をいう。以下同じ。

(注3) []は、介護職員、訪問介護員毎の、正社員・非正社員の割合。()は、介護職員、訪問介護員毎の、正社員、非正社員毎の男・女の割合。

(注4) 【勤続年数】: 1年未満の端数は切捨て。